

箕面市学生補助金のご案内

将来箕面市で保育士として働きませんか！

～箕面市では保育士をめざす学生のみなさんを応援します～



【問い合わせ先】

大阪府箕面市教育委員会事務局
子ども未来部 保育幼稚園利用課
(子ども総合窓口)

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市役所 別館2階

電話番号:072-724-6791 FAX番号:072-721-9907

1. 趣旨

箕面市では、保育士をめざす学生のみなさんがより充実した学生生活を送るうえで必要な、様々な費用に活用していただくことができる生活資金の補助を行い、保育士をめざす学生のみなさんを応援します。卒業後は、本市の保育施設で保育士として是非ご活躍ください。

2. 応募資格要件

【以下の①②のいずれにも該当するかたが対象となります】

①現在大学・専門学校等において、保育士の資格を取得する課程(以下「保育士養成課程」)を履修しているかた

*職業訓練で保育士養成コースを受講するかたも対象となります。ただし、本補助金との併給が可能かについては、ハローワーク等の担当課へご確認ください。

②卒業後、箕面市内の次のいずれかの保育施設に保育士として3年間続けて勤務する意思のあるかた

<保育施設>

- ・認可保育所(児童福祉法第39条第1項)
 - ・小規模保育事業所A型(箕面市子ども・子育て支援条例第117条)
 - ・認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」)第2条第6項)
- (対象となる保育施設を6ページに記載しています。)

なお、事業所内保育所は補助金の対象になりません。

<保育士>

保育士には、認定こども園法に規定する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭を含みます。また、勤務条件はアルバイト・パートを含みます。

3. 補助金額

月額2万円

4. 補助期間

補助の期間は、在学する学校等における正規の修業年限に相当する期間(上限4年)であり、補助決定から卒業までの期間とします。

5. 提出書類

①補助金交付申請書

・申請者本人及び連帯保証人が自署してください。

※申請者本人及び連帯保証人が自署していない申請書は受付できないことがあります。

②学生補助金受給に係る誓約書

・申請者本人及び連帯保証人が自署してください。

③学生補助金振込口座登録・変更申請書

・申請者本人の振込口座情報を記入してください。

・ゆうちょ銀行の場合、支店名は漢数字3桁で記入してください。

④在学を証明する書類

・在学証明書等、学校長の発行する証明書(学生証不可)

⑤保育士養成課程を履修していることを証明する書類の写し

・年間カリキュラム等

⑥学生補助金事前相談票

・申請者本人が記入してください。

⑦申請者本人及び連帯保証人の住民票の写し

・マイナンバーの記載は不要です。

※提出された書類は、補助金の交付の可否に関わらず、返却いたしません。

※申請に要する費用(在学証明書等の発行手数料など)は、申請者の負担となります。

※連帯保証人となれるかたは、独立の生計を営む成年者です。

6. 書類の提出先

月曜日から金曜日及び第2・第4土曜日(3月・4月は毎週土曜日)の開庁時間内(午前9時00分～午後5時00分)に箕面市役所別館2階子ども総合窓口にて、「5. 提出書類」に記載の書類をお持ちいただくか、表紙に記載の住所まで郵送にてご提出ください。

7. 補助金の交付決定・補助金の交付方法 等

補助金の交付・不交付の決定通知書を申請者あてに送付します。補助金の交付決定を受けたかた(以下「補助対象者」)には、振込口座登録・変更申請書に記載された補助対象者本人の預貯金口座に、毎月2万円の補助金を振り込みます。振り込み日は、対象月の翌月末日(月末日が土・日・祝の場合は前営業日)となります。

補助金が交付されることになったら・・・

8. 年度ごとの在学等の確認

補助対象者には、毎年度引き続き保育士養成課程に在籍していることを確認させていただくため、在学を証明する書類・成績証明書の写しを提出していただきます。

9. 変更等の届出

以下の場合、すみやかに子ども総合窓口に「状況変更等届」を提出してください。
また、住所・氏名の変更以外は、理由を付してください。

- ・補助対象者及び連帯保証人の住所や氏名を変更する場合
- ・箕面市から転出(箕面市に転入)する場合
- ・休学または留年する場合
- ・退学または転校する場合
- ・保育士養成課程を履修しなくなる場合
- ・保育士の資格を取得できない場合
- ・卒業後に3年間箕面市の保育士として勤務しない場合

※休学または留年した場合は、届出の際に子ども総合窓口に相談してください。

※退学や保育士養成課程を履修しなくなるなど、応募資格要件を満たさなくなった場合は、既に交付された補助金全額を返還していただく必要があります。すみやかに子ども総合窓口まで届け出てください。(5ページ 12参照)

※過去に箕面市学生補助金を受給されたかたで、令和7年3月18日時点で箕面市学生補助金の受給が既に終了している場合は、制度改正前の規定が適用されるため、卒業後5年間箕面市の保育士として勤務する必要があります。

10. 卒業後の手続き

●卒業後、すぐに箕面市の保育施設で保育士として勤務する場合

・以下の①～④を提出してください。

- ①箕面市補助事業実績報告書
- ②保育士の資格証明書(保育士証または保育士登録済通知書)の写し
- ③箕面市内の保育施設の保育士として雇用されていることを証する書類
- ④状況変更等届

・就職してから3年間は、毎年箕面市内の保育施設で保育士として就労している

ことを証する書類を子ども総合窓口へ提出していただきます。(法人発行のものに限ります)

●卒業後、すぐに箕面市の保育施設で保育士として勤務しない場合

- ・④状況変更等届に求職活動の状況を記入し、提出してください。
- ・箕面市の保育施設に保育士として採用された場合は、上記の①～④の書類を提出してください。
- ・卒業した翌々年度の4月1日までに箕面市内の保育施設で保育士として勤務しない場合は、子ども総合窓口にご連絡ください。補助金を全額返還していただく必要があります。

11. 交付決定の取り消し

補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の決定を取り消し、受給した補助金を全額返還していただく場合があります。

12. 補助金の返還が生じる場合

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、交付した補助金を全額返還していただくこととなりますので、すみやかに子ども総合窓口へ報告してください。相談のうえ、返還期日等を決定します。

返還期日までにご返還いただけない場合、延滞金が課せられますのでご注意ください。

①退学した、または就学中に保育士養成課程の履修をやめた場合や保育士以外の職業に就くことに決めた場合

ただし、転校して別の学校で保育課程を履修するなど、「2. 応募資格要件」を満たす場合には、返還の必要はありません。なお、補助期間の延長はできません。

②補助期間満了日(卒業日)の属する年度の翌々年度の4月1日までに箕面市内の保育施設に保育士として採用されなかった場合

③箕面市内の保育施設に保育士として3年間引き続いて勤務しなかった場合

ただし、箕面市内の別の保育施設で引き続き保育士として働く場合は、保育士として働いた期間を合算して3年間の実績があれば、返還の必要はありません。

※過去に箕面市学生補助金を受給されたかたで、令和7年3月18日時点で箕面市学生補助金の受給が既に終了している場合は、制度改正前の規定が適用されます。そのため、箕面市内の保育施設に保育士として5年間引き続いて勤務しなかった場合は補助金を全額返還する必要があります。

令和8年(2026年)4月1日現在の対象保育施設一覧(各区分で50音順)

公立保育所

- ・桜ヶ丘保育所
- ・東保育所

公立認定こども園

- ・かやのこども園(乳児部・幼児部)

民間保育園

- ・アートチャイルドケア箕面
- ・アートチャイルドケア箕面稲保育園
- ・アイグラン保育園 牧落
- ・アスク彩都西保育園
- ・小野原学園
- ・キューズモール敬愛保育園
- ・こぐまの森保育園 箕面園
- ・こぐまの森保育園 箕面彩都園
- ・彩都みのり保育園
- ・さくらさくみらい 箕面
- ・常照寺隣保館保育園
- ・森町友星保育園
- ・瀬川保育園
- ・つばさ保育園
- ・トレジャーキッズあおみなみ保育園
- ・トレジャーキッズいまみや保育園
- ・トレジャーキッズにしじゆく保育園
- ・どんぐり保育園
- ・保育園 みののおのうち
- ・法泉寺保育園
- ・みすず学園桜ヶ丘保育園
- ・みのおっこ保育園
- ・箕面保育園
- ・箕面ポッポ保育園
- ・めばえ保育園
- ・もみじ保育園

小規模保育事業所A型

- ・かいせいプチ保育園 小野原園
- ・のいちご保育園
- ・ひじりとよかわ保育園
- ・フェアリーキッズ保育園桜井
- ・れもんのこ彩都保育園

認定こども園

- ・幼稚園型認定こども園 粟生幼稚園
- ・こども園 アサンプション国際幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園紅葉夢
- ・幼保連携型認定こども園桜夢
- ・認定こども園 ひじりひがし幼稚園
- ・認定こども園 牧落幼稚園
- ・みすず学園森町こども園
- ・幼稚園型認定こども園 箕面学園附属幼稚園
- ・みすず学園桜ヶ丘こども園

●この一覧の市内保育施設で3年間引き続いて勤務をしてください。

●採用後は、生活支援補助金(月2万円)または家賃支援補助金を利用することができます。ただし、受給には条件がありますので、詳しくは以下の URL または右の QR コードから、市ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/hoikusho/hoikushi.html>)

